（配偶者を有するに至った場合の届出）

第三十一条の二　障害共済年金の受給権者は、配偶者（平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第四項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）を有するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

四の二　配偶者の個人番号又は基礎年金番号

五　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

（新障害等級に該当しなくなったときの届出等）

第三十二条　障害共済年金の受給権者は、障害の程度が新障害等級に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）

第三十二条の二　前条第一項の規定に該当する者が、新障害等級に該当することとなったときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、附則第二十九条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

六　配偶者が加給調整対象年金を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2・3　（略）

（加給年金額の支給事由に該当しなくなったときの届出）

第三十三条　障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者は、加給年金額の対象者である配偶者が平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第五項において準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

（配偶者を有するに至った場合の届出）

第三十一条の二　障害共済年金の受給権者は、配偶者（平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第四項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）を有するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

（新設）

五　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

（新障害等級に該当しなくなったときの届出等）

第三十二条　障害共済年金の受給権者は、障害の程度が新障害等級に該当しなくなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）

第三十二条の二　前条第一項の規定に該当する者が、新障害等級に該当することとなったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、附則第二十九条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三～五　（略）

六　配偶者が加給調整対象年金を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号

2・3　（略）

（加給年金額の支給事由に該当しなくなったときの届出）

第三十三条　障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者は、加給年金額の対象者である配偶者が平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第五項において準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三～五　（略）